

(参考) スマートウェルネス住宅等推進事業補助金交付要綱 新旧対照表

(傍線部は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>第1～第2 (略)</p> <p>第3 定義</p> <p>この要綱において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～八 (略)</p> <p>九 中心拠点区域</p> <p>社会資本整備総合交付金交付要綱(平成22年3月26日付け国官会第2317号)附属第Ⅱ編イー10(1) <u>7</u>. 1の(2)に規定する中心拠点区域をいう。</p> <p>十 生活拠点区域</p> <p>社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編イー10(1) <u>7</u>. 1の(4)に規定する生活拠点区域をいう。</p> <p>十一 中心拠点誘導施設</p> <p>社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編イー10(1) <u>7</u>. 1の(5)に規定する中心拠点誘導施設をいう。</p> <p>十二 生活拠点誘導施設</p> <p>社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編イー10(1) <u>7</u>. 1の(7)に規定する生活拠点誘導施設をいう。</p> <p>十三 (略)</p> <p>十四 負担増分用地費</p> <p>社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編イー10(1) <u>7</u>. 1の(1<u>6</u>)に規定する負担増分用地費をいう。</p> <p>十五～十九 (略)</p> <p><u>二十 地域住宅計画</u></p> <p><u>地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法(平成</u></p>	<p>第1～第2 (略)</p> <p>第3 定義</p> <p>この要綱において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～八 (略)</p> <p>九 中心拠点区域</p> <p>社会資本整備総合交付金交付要綱(平成22年3月26日付け国官会第2317号)附属第Ⅱ編イー10(1) <u>6</u>. 1の(2)に規定する中心拠点区域をいう。</p> <p>十 生活拠点区域</p> <p>社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編イー10(1) <u>6</u>. 1の(3)に規定する生活拠点区域をいう。</p> <p>十一 中心拠点誘導施設</p> <p>社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編イー10(1) <u>6</u>. 1の(4)に規定する中心拠点誘導施設をいう。</p> <p>十二 生活拠点誘導施設</p> <p>社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編イー10(1) <u>6</u>. 1の(5)に規定する生活拠点誘導施設をいう。</p> <p>十三 (略)</p> <p>十四 負担増分用地費</p> <p>社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編イー10(1) <u>6</u>. 1の(1<u>4</u>)に規定する負担増分用地費をいう。</p> <p>十五～十九 (略)</p>

17 年法律第 79 号) 第 6 条第 1 項に規定する地域住宅計画をいう。

二十一 都市再生整備計画

都市再生特別措置法 (平成 14 年法律第 22 号) 第 46 条第 1 項に規定する都市再生整備計画をいう。

第 4 補助事業

補助金の交付の対象となる事業 (以下「補助事業」という。) は、次の各号に掲げる事業のいずれかに該当し、第一号は平成 32 年度までに着手する事業 (平成 33 年 3 月 31 日において完了しないものについては、同日後に実施される事業の部分を除く。)、それ以外は平成 30 年度までに着手する事業 (第二号に掲げる事業であって、平成 31 年 3 月 31 日において完了しないものについては、同日後に実施される事業の部分を除く。) であって、国土交通大臣 (以下「大臣」という。) が予算の範囲内において補助金を交付する必要があると認めるものとする。

一 (略)

二 スマートウェルネス拠点整備事業

次の (1) 及び (2) に掲げる要件に適合する住宅団地等において、既存の建築物の改良若しくは増築、又は住宅団地等の敷地における新築により、高齢者生活支援施設等を整備する事業

(1) (略)

(2) 生涯活躍のまち形成事業計画に記載された生涯活躍のまち形成地域の区域外にあつては、地方公共団体と連携し、住宅団地等の管理者等により、スマートウェルネス計画が定められていること (ただし、地域住宅計画又は都市再生整備計画において子育て支援を図るものとして位置付けられた住宅団地等の区域内において実施する事業については、この限りでない。)

三～七 (略)

第 4 補助事業

補助金の交付の対象となる事業 (以下「補助事業」という。) は、次の各号に掲げる事業のいずれかに該当し、第一号は平成 32 年度までに着手する事業 (平成 33 年 3 月 31 日において完了しないものについては、同日後に実施される事業の部分を除く。)、それ以外は平成 30 年度までに着手する事業 (第二号に掲げる事業であって、平成 31 年 3 月 31 日において完了しないものについては、同日後に実施される事業の部分を除く。) であって、国土交通大臣 (以下「大臣」という。) が予算の範囲内において補助金を交付する必要があると認めるものとする。

一 (略)

二 スマートウェルネス拠点整備事業

次の (1) 及び (2) に掲げる要件に適合する住宅団地等において、既存の建築物の改良若しくは増築、又は住宅団地等の敷地における新築により、高齢者生活支援施設等を整備する事業

(1) (略)

(2) 生涯活躍のまち形成事業計画に記載された生涯活躍のまち形成地域の区域外にあつては、地方公共団体と連携し、住宅団地等の管理者等により、スマートウェルネス計画が定められていること

三～七 (略)

第5 補助金の額

1 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 サービス付き高齢者向け住宅整備事業

次のイ、ロ及びハに掲げる区分に応じ、それぞれ当該イ、ロ及びハに定める額とする。

(ただし、それぞれの補助対象事業費については、事業目的の達成のために必要な範囲を過度に逸脱する華美又は過大な設備に係る費用を除いて算定することとする。)

イ 建設型

補助対象事業費（住宅及び高齢者生活支援施設の建設に係る費用）の10分の1以内の額

(ただし、住宅の建設に係る補助金の額については当該住宅の戸数に100万円（平成29年度までに着手する事業については、夫婦型サービス付き高齢者向け住宅にあつては135万円、それ以外のサービス付き高齢者向け住宅にあつては120万円 (住戸部分の床面積が25㎡未満のサービス付き高齢者向け住宅にあつては110万円) とする。) を乗じた額、高齢者生活支援施設の建設に係る補助金の額については1施設ごとに1,000万円（平成29年度までに着手する事業については、拠点型サービス付き高齢者向け住宅に併設する第3第十七号イからニまでに掲げる施設にあつては1,200万円とする。) をそれぞれ限度とする。)

ロ・ハ (略)

二～七 (略)

2・3 (略)

第6～第19 (略)

第20 間接補助金の交付の際に附すべき条件

1 事務事業者は、間接補助金を交付しようとするときは、第6から第17まで及び第22の規定に準ずる条件を附さなければならない。

第5 補助金の額

1 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 サービス付き高齢者向け住宅整備事業

次のイ、ロ及びハに掲げる区分に応じ、それぞれ当該イ、ロ及びハに定める額とする。

イ 建設型

補助対象事業費（住宅及び高齢者生活支援施設の建設に係る費用）の10分の1以内の額

(ただし、住宅の建設に係る補助金の額については当該住宅の戸数に100万円（平成29年度までに着手する事業については、夫婦型サービス付き高齢者向け住宅にあつては135万円、それ以外のサービス付き高齢者向け住宅にあつては120万円とする。) を乗じた額、高齢者生活支援施設の建設に係る補助金の額については1施設ごとに1,000万円（平成29年度までに着手する事業については、拠点型サービス付き高齢者向け住宅に併設する第3第十七号イからニまでに掲げる施設にあつては1,200万円とする。) をそれぞれ限度とする。)

ロ・ハ (略)

二～七 (略)

2・3 (略)

第6～第19 (略)

第20 間接補助金の交付の際に附すべき条件

事務事業者は、間接補助金を交付しようとするときは、第6から第17まで及び第22の規定に準ずる条件を附さなければならない。

2 事務事業者は、前項の規定のほか、第4第一号から第三号までに掲げる事業を行う者に補助金の一部又は全部の返還を命じた場合であって、事務事業者が定めた期日までに返還すべき補助金が納付されなかった場合、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第19条第2項に規定する割合の延滞金を課すものとする。

第21・22 (略)

附 則

1 本要綱は、平成29年4月1日から適用する。

第21・22 (略)